

「地域生活支援拠点等の体制整備」の次期計画の施策展開の方向性について

1 はじめに

地域社会における共生の実現に向けて、国では、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対して、平成 24 年 4 月の衆議院厚生労働委員会及び平成 24 年 6 月の参議院厚生労働委員会において、障害者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこととする附帯決議がなされました。

また、地域生活支援拠点の検討にあたり、障害者の地域生活の推進に関する検討会を設置して、平成 25 年 7 月から関係団体のヒアリングや地域生活に必要な支援等について検討し、地域生活支援拠点に必要な機能をまとめ、平成 26 年 3 月以降、計画の策定に向けた指針や通知、手引き等により、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）の整備を促進しています。

拠点等の整備目的、機能は、P.9-別紙 1 参照

拠点等の整備イメージは、P.10-別紙 2 参照

拠点等に関しては、平成 30 年 3 月の指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、国が示す基本的な指針に規定する拠点等である場合は、その旨を事業の運営規程に規定し、拠点等の必要な機能のうち満たす機能を明記することとされました。また、拠点等の機能の実施に係る障害福祉サービス費等の加算の見直しが行われました。

拠点等の機能の実施を運営規程に定める規定は、P.11-別紙 3 参照

拠点等の機能とサービス等の関係は、P.12-別紙 4-1、P.13～16 別紙 4-1 参照

令和 3 年度からの次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本的指針において、サービス等の提供体制の確保に係る目標の 1 つとして、拠点等が有する機能の充実を掲げ、令和 5 年度末までの間、各市町村は各圏域に 1 つ以上の拠点等を確保しつつ、年 1 回以上の運用状況の検証及び検討を行うことを基本とするとされました。

拠点等の機能について、事業所や関係機関等と連携して、現状と課題を整理し、区における体制整備を進めていきます。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題1】拠点等の機能の確保・実施

【課題1-1】相談

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 区内の相談支援事業所は、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所が43事業所、うち児童相談支援事業所は27事業所、地域定着支援や地域移行支援を行う指定一般相談支援事業所は9事業所となっています。（令和2年2月現在）
- 令和元年度の障害福祉サービスの受給者数は4,894人（内セルフプランは1,396人 28.5%）、障害児福祉サービスの受給者数は2,479人（内セルフプランは939人 37.9%）となっています。
- 令和元年度末の地域定着支援の支給決定者数は5人で、前年度末比1人増となっています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 拠点等の機能として相談の機能を実施する場合及び地域生活支援拠点等相談強化加算を算定するためには、事業所において事業の運営規程に定める必要があり、法人における意思決定が必要です。
- 国は緊急短期入所の相談について、相談事業所が本人の状況を把握し、短期入所事業所の調整を行うことを想定していますが、短期入所は、事前に日中の試し利用を行い、事業所が本人の状況を確認するとともに、利用者はニーズに合っているかを確認したうえで、予約を行う場合は家族等が直接事業所に連絡して予約しているケースがほとんどです。
- セルフプランの人がサービス利用者の30%を超えています。
- 地域定着支援の利用者は少ない状況です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定特定・障害児相談支援事業所に対して、地域生活支援拠点等への参加を働きかけます。
- 休日・夜間の緊急相談の対応や緊急短期入所の予約方法について、事業所等とともに検討してルール化を進め、利用者が安心して相談できる体制を構築していきます。
- 地域定着支援は、ひとり暮らしの障害者の緊急対応とともに、介助者による緊急時の対応が難しい障害者の緊急支援の機能があり、緊急時受入・対応（緊急短期入所）の代替として自宅における見守りを行うことができるため、該当者にサービスの利用を働きかけていきます。

【課題 1-2】緊急時受入・対応

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 平成 30 年度の緊急短期入所の受入れ(加算の算定)状況は、別表 1「緊急短期入所受入加算算定状況」のとおり、福祉型が 69 人で 147 回、医療型が 1 人で 6 回となっています。また、令和元年度上半期の緊急短期入所の受入れ状況は、34 人で 136 回となっており利用回数が増加しています。また、区では緊急短期入所を、区立身体障害者自立体験ホームなかまっち及び民営の生活支援ホーム世田谷において実施することを定めています。
- 短期入所の利用のうち、重度の利用者の利用(加算の算定)状況は、P.18-別表 2-1「短期入所重度者関係加算算定状況」のとおりです。また、福祉型強化短期入所利用者のうち医療的ケア対応加算の算定対象者の状態は、P.19-別表 2-2「福祉型強化短期入所における医療的ケア対応加算の対象となる障害者児の状態」のとおりです。特に令和元年度に障害者支援施設梅ヶ丘が開設したことにより、福祉型強化短期入所の利用が大幅に増えています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 拠点等の機能として緊急時受入・対応の機能を実施する場合は、そのことについて事業所の運営規程に定める必要がありますが、緊急短期入所は運営規程に緊急時受入・対応の実施を定めていない事業所でも、空床があればサービスを提供して加算を算定することができます。
- 実際の利用も、なかまっちや生活支援ホーム世田谷を含め、本人の状況やニーズに合った事業所が利用されています。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 緊急短期入所受入れ加算や重度者関係加算を算定している区内事業所に対し、拠点等への参加を働きかけ、緊急時の受入・対応の体制確保に取り組めます。
- 事業所内の諸室の柔軟な活用が可能な事業所に対して、満床時における緊急利用について、できる限り受入れを行うよう働きかけます。

【課題 1-3】体験の機会・場の提供

(1) 取り組みの状況（実施状況の評価）

- 地域移行支援や地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所は 9 事業所（令和 2 年 2 月現在）あり、令和元年度末の地域移行支援の支給決定者数は 8 人で前年度末比 1 人増となっています。
- 区では、精神科病院の長期入院患者に対する訪問支援事業を令和元年度から試行し、自立支援協議会地域移行部会において、情報共有や課題検討を行っています。
- 令和元年度から障害者支援施設梅ヶ丘が開設され、施設入所支援や生活介護等の日中活動系サービスが提供されています。
- 居住の場の確保を図るため、重度の障害者が利用できるグループホームの確保に向けて障害者施設整備等に係る基本方針の策定に取組むとともに、居住支援協議会において民間賃貸住宅の所有者の障害理解促進に向けて検討を進めています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 拠点等の機能としての体験の機会・場の提供を実施するため及び更なる加算を算定するためには、事業所において運営規程に拠点などの機能の実施について定める必要があります。また、地域移行のための体験の機会・場の提供には、地域移行支援の支給決定が必要であり、取組みにあたっては相談支援事業所と関係事業所が連携して支援を進める必要があります。
- 障害福祉サービスの体験利用支援や体験宿泊支援等の実施は、指定障害者支援施設等に限定されています。
- 重度の障害者の地域生活の基盤となる住まいの確保を着実に進めていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定一般相談支援事業所及び指定障害者支援施設に対して、地域生活支援拠点等への参加を働きかけます。
- 本人の意向を尊重した地域移行の支援に向けて、自立支援協議会の地域移行部会で支援の状況を共有し、事例の蓄積や検討に取り組み、地域の体制づくりを進めます。
- 重度の障害者の生活の場の確保に向けて、グループホームの整備誘導など確保を図るとともに、民間賃貸住宅の利用にあたっての支援について、取り組みの充実を図ります。

【課題 1-4】福祉人材の確保・養成

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 東京都において、重度障害者等包括支援や計画相談支援事業所、障害児相談支援事業等における職員の専門性の向上を図るため、強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児コーディネーター養成研修及び精神障害関係従事者養成研修等を実施しています。
- 区では、基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者初任者研修等の基礎的研修を実施し、都の専門的研修の受講につなげています。また、福祉人材育成・研修センターにおいて、事業者の人材育成を支援するため、キャリアパス研修、リーダーのマネジメント研修、障害者施設職員の階層別研修、人権・虐待研修等を実施しています。
- 東京都の研修の指定事業者と連携して、重度包括支援や移動支援の従事者養成研修を実施しています。

専門人材の確保・養成に関連した区の研修は、P.20-別表3参照

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 相談支援の専門人材の確保・養成に関する拠点等の機能の実施及び加算の算定をするためには、研修修了者の届け出、掲示、公表が必要となっており、利用者が安心して利用できる体制を整備するためには、複数人の研修修了者を配置する必要があります。
- 障害福祉サービス等の専門人材の確保・養成に向けて、体系的な研修を実施していく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 相談支援事業所等の拠点等への参加依頼の際に、研修の受講状況等を確認し、研修修了者がいる場合は、合わせて拠点等の機能の実施を運営規程に位置付けることを働きかけます。
- 障害福祉サービス等従事者の専門性の向上や定着を支援するため、福祉人材育成・研修センター等の関係機関と連携し、専門的研修について研修参加者の意向を参考に充実に努めていきます。

【課題 1-5】地域の体制づくり

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

- 5地域のエリア自立支援協議会において、地域の課題検討が行われています。
- 地域障害者相談支援センターにおいて、福祉サービスのはざまの人等に対して、関係機関等と連携して相談支援を実施しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

- 地域体制強化共同支援加算を算定するためには、事業所においてそのことを事業の運営規程に定める必要があります。
- 個別課題への対応を通じ、様々な関係機関が連携・共同して情報共有や支援を実施するとともに、地域の課題を整理・報告していくしくみをつくっていく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

- 指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所にて、拠点等の機能の実施に向けて働きかけを行います。
- 地域の課題の報告について5地域のエリア自立支援協議会に報告し、エリア自立支援協議会において情報共有や課題検討を行うとともに、地域の多様な主体の参加のもとに、関係機関や関係団体等のネットワークづくりや地域の体制づくりの充実に努めていきます。

【課題2】拠点等の機能充実(地域づくりに向けた体制整備)

(1) 取組みの状況(実施状況の評価)

- 区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体化し、身近な地区における相談支援の拡充や地域の課題を地域で解決していく地域包括ケアの地区展開の取組みを推進しています。
- 支援が必要な人を専門機関につなぐとともに、事案に応じてあんしんすこやかセンターが行う地域ケア会議に障害福祉サービス事業所等も参加し、多機関と連携して相談支援等を実施しています。また、精神障害者からの相談が増加したため、地域障害者相談支援センターぽーとに精神保健福祉士を配置し、相談支援体制の強化を図りました。
- 5地域のエリア自立支援協議会において、支援体制の整備に向けた関係機関相互の情報共有や連携強化、地域の実情に即した支援体制の構築に向けた課題整理や社会資源の開発等について検討を行っています。また、エリア自立支援協議会における取組み状況は、自立支援協議会に報告して協議しています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

- 地域生活支援拠点等の機能について、令和5年度末までに、実施状況を共有して充実させていくための検証・検討体制を整備していく必要があります。
- 5地域のエリア自立支援協議会は、地域課題を地域で解決していく地域づくりに向けて、地域包括ケアの地区展開と密接に連携していく必要があります。
- 重度の障害者等の緊急対応や地域移行支援の事例検討等について、相談支援事業所等の取組みをまとめ課題を整理するとともに、居場所づくりや生活支援など、地域の実情に即した支援を検討し、地域で障害者を支援していく体制づくりに取り組んでいく必要があります。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

- 相談支援や障害福祉サービス事業所等における支援の提供及び拠点等の機能の実施における課題等について、5地域のエリア自立支援協議会で、個別課題の集約や地域課題の共有を図り、課題解決に向けて検討を行います。
- 課題解決にあたっては、区の地域包括ケアの地区展開における社会福祉協議会等の取組みと連携し、地域人材や活動の場等の社会資源の発掘・活用を図り、多様な地域の主体の参加のもとに、ネットワークづくりや地域の課題を地域で解決していく地域づくりに取り組めます。

- 各事業所等においても同様に、事業所の運営において、地域のボランティアを確保・育成するなど地域の人材を活かすとともに、催事等において地域と相互に連携・協力し、地域との関係づくりを進めます。
- エリア自立支援協議会における取組み状況は、自立支援協議会に報告するとともに障害者施策推進協議会等に報告して、多様な意見をもとに取組みの充実・改善を図ります。
- エリア自立支援協議会や自立支援協議会において、地域課題を把握・分析して課題解決を図る中で、全区的な課題に関しては、障害者施策推進協議会や地域保健福祉審議会において議論し、新たな施策の創出に向けて取組みます。

【目的】

- 地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を整備し、障害者及び障害児の重度化・高齢化や親亡き後に備える。
- 障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。
- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域生活における安心感の確保を図る。
- 体験の機会の提供により、施設や親元から生活の場の移行に向けた支援の体制を整備し、障害者等の地域での生活を支援する

【機能】

○相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業を活用してコーディネーターを配置し、必要なサービスのコーディネートや緊急時の相談その他必要な支援の実施

地域定着支援を活用し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで通常の連絡体制を確保し、必要なサービスのコーディネートや緊急時の相談その他必要な支援の実施

○緊急時受入・対応

短期入所の常時の緊急受入れ体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応の実施

○体験の機会・場の提供

地域移行支援等を活用して障害福祉サービスの体験的な利用や宿泊の機会・場の提供

○福祉人材の確保・養成

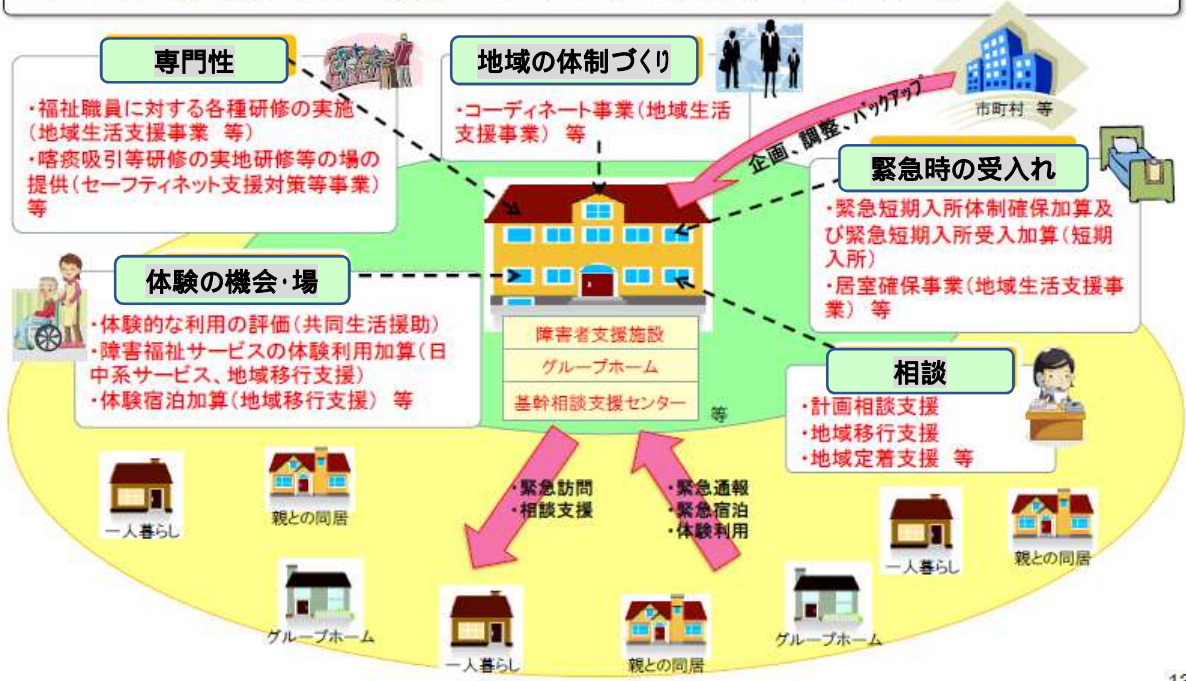
医療的ケアが必要な人や行動障害のある人などに対して、専門的な対応をとることができる体制の確保や人材の養成の実施

○地域の体制づくり

支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、福祉サービス等提供者(保健・医療・福祉・就労支援・教育等)3者以上と共同し、情報共有及び支援内容を検討して、在宅での療養又は地域生活に必要な説明・指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

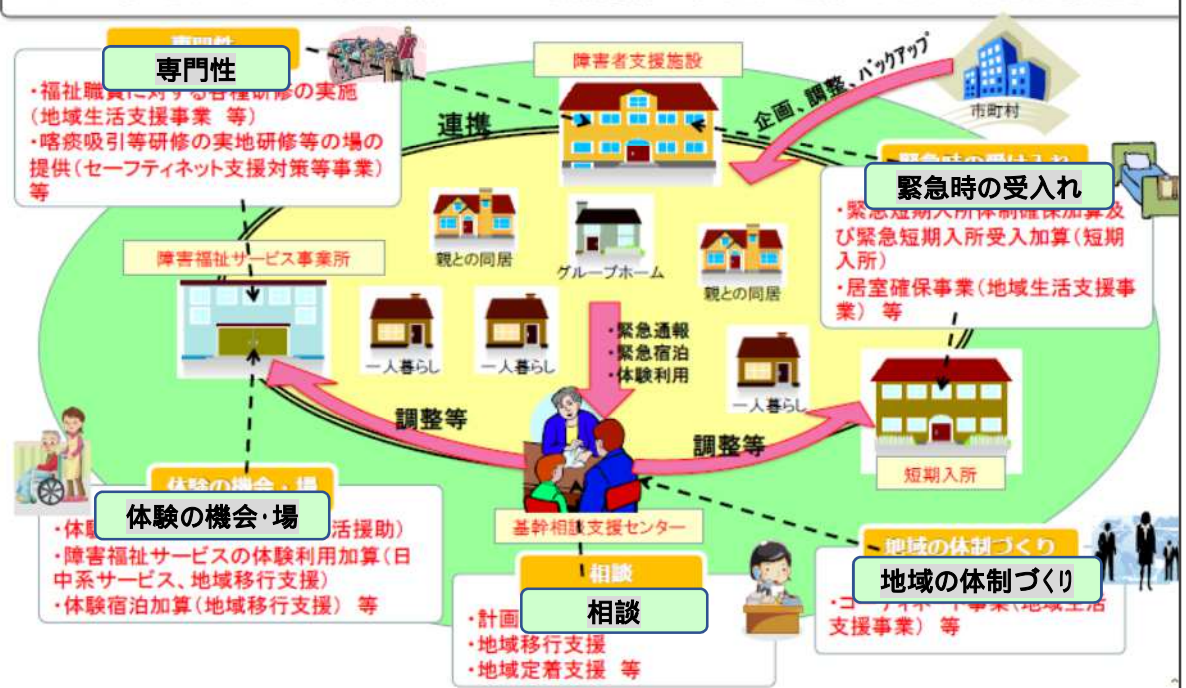
パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



13

地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



別紙 3 拠点等の機能の実施を障害福祉サービス等の運営規程に定める規定
 (援拠点等であること等を運営規程に定める必要があるサービス)

指定基準省令	解釈通知
<p>第 4 章 生活介護 第 89 条(運営規程) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 第 12 号 その他運営に関する重要事項</p>	<p>第五 生活介護に関する基準 3 運営に関する基準 (8)運営規程(基準第 89 条) ~省略~ ・ ・ ・ 特に次の点に留意するものとする。 その他運営に関する重要事項(第 12 号) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、地域生活支援拠点等の整備促進について(290707 障害福祉課長通知)の 2 の(1)に定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること</p>
<p>生活介護と同様に拠点等の機能を実施する場合、運営規程に実施する機能を明記することとされている事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助 ○障害者支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害者支援施設等 ○地域相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域移行支援 ・ 指定地域定着支援 ○計画相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定計画相談支援 ○障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児相談支援 	

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準(厚労省令)、同基準について(課長通知)
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(厚労省令)、同基準について(課長通知)

別紙 4-1 拠点等の機能と障害福祉サービス・同加算の関係（概要）

(注)

=加算を算定するためには、事業の運営規程に拠点等であることを位置付け都又は区に届出

=加算を算定するためには、研修修了者の配置を区に届出て事業所に掲示するとともに公表

○=サービス費や加算の算定するための届出の必要は無

	計画相談支援・ 障害児相談支援	地域相談支援	障害福祉サービス
1 相談	地域生活支援 拠点等相談強化加算	地域定着支援 ○地域定着支援体制確保費 ○緊急時支援費(・)	
2 入・ 緊急時 対応			短期入所 ○緊急短期入所受入加算(・) ○定員超過特例加算
3 体験の 機会・ 場の 提供		地域移行支援 ○地域移行支援サービス費(・) ○障害福祉サービス体験利用加算(・) ○障害福祉サービス体験宿泊加算(・) 両加算の更なる加算	療養介護 ○障害福祉サービスの体験利用支援加算 指定障害者支援施設の日中活動系サービス ○障害福祉サービスの体験利用支援加算 更なる加算 指定障害者支援施設の施設入所支援 体験宿泊支援加算 から までのサービス費や加算を算定するためには、地域移行支援の支給決定が必要
4 専門人材の 確保・ 養成	行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算		生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助 ○重度障害者支援加算 児童発達支援、放課後等デイサービス ○強度行動障害児支援加算 福祉型障害児入所支援 ○強度行動障害児特別支援加算
5 地域の 体制 づくり	地域体制強化 共同支援加算		

別紙 4-2 拠点等の機能と障害福祉サービス・同加算の関係

	サービス（加算）の概要	単位、加算の要件等
1 相談	1 計画相談支援、障害児相談支援 (1)地域生活支援拠点等相談強化加算 緊急事態で短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業所への必要な情報の提供や利用の調整の実施	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回(1 人に月 4 回迄) ・運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め区に届出た指定特定・指定障害児相談支援事業所 ・緊急対応の経過を記録 ・当該事業所で相談支援を受けている人の緊急短期の利用調整に加算可
	2 地域相談支援(地域定着支援) 居宅で単身の障害者等で緊急支援が見込めないもの(退所者、退院者含む)への常時の連絡体制確保と緊急時の支援の実施 2 緊急時受入・対応の代替機能としても活用可能	○地域定着支援体制確保費 304 単位/月 ○緊急時支援費() 709 単位/日 ・緊急時の訪問や一時的滞在による支援 ○緊急時支援費() 94 単位/日 ・深夜(22-6 時)の電話による緊急援助、()と併給不可 ・地域定着支援台帳作成に係る面接と適宜の訪問等による状況把握 ・緊急対応の経過を記録
2 緊急時受入・対応	1 短期入所 (1)緊急短期入所受入加算 介護者の疾病等による緊急利用者に短期入所の提供 当日、前日及び前々日に予約を受けサービスを提供 ・緊急短期入所受入加算() 福祉型短期入所サービス費 又は共生短期入所サービス費を算定し緊急でサービスを提供 ・緊急短期入所受入加算() 医療型短期入所サービス費 又は医療特定短期入所サービス費を算定し緊急でサービスを提供 ・両加算とも 7 日間(やむを得ない場合は 14 日間)	○緊急短期入所受入加算() 180 単位/日 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・受入れできない時の他事業所の紹介 ・代替手段の確保等の検討 ○緊急短期入所受入加算() 270 単位/日 ・緊急利用者が速やかに居宅の生活に復帰できるように、一般・特定・障害児相談支援事業所と密接に連携 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・相談事業所や近隣事業所との情報共有 ・緊急的ニーズを調整する窓口の明確化 ・事業者HP又は基幹相談支援センターで空床情報の公表
	(2)定員超過特例加算 緊急利用者を受入れて利用定員を上回る利用者にサービスを	○緊急短期入所受入加算() 180 単位/日 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録

	提供	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れできない時の他事業所の紹介 ・代替手段の確保等の検討 ○緊急短期入所受入加算() 270 単位/日 ・緊急利用者が速やかに居宅の生活に復帰できるよう、一般・特定・障害児相談支援事業所と密接に連携 ・緊急利用者の利用理由、期間、受入れ後の対応等を記録 ・相談事業所や近隣事業所との情報共有 ・緊急的ニーズを調整する窓口の明確化 ・事業者HP又は機関相談支援センターで空床情報の公表
3 体験の機会・場の提供	1 指定地域相談支援(地域移行支援) 障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設、療養介護病院に入所、精神科病院に入院、救護・更生施設に入所、刑事・更生保護施設に入所している者等で、地域生活への移行に向けて重点的な支援が必要な者に居住の確保、地域移行に向けた相談や必要な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援計画の策定と対面による月2日以上の支援 ○地域移行支援サービス費() 3,044 単位/月 ・有資格者配置、前年度に地域移行者が1人以上、精神病院・障害者支援施設等・救護・刑事施設等との連携体制確保 ○地域移行支援サービス費() 2,336 単位/月 ・()以外の指定地域移行支援事業者
	(1)障害福祉サービス体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用希望者のサービス利用の課題、目標、体験期間、留意点等を地域移行支援計画に位置付けて支援 ・委託先の指定障害福祉サービス事業者から一定の体験的な利用支援を実施 ○障害福祉サービス体験利用加算() 500 単位/日 1-5 日 ○障害福祉サービス体験利用加算() 250 単位/日 6-15 日 地域生活支援拠点等として知事に届出ている地域移行支援事業所+50 単位/日
	(2)体験宿泊加算 ()は体験的な宿泊支援(単身の生活に向けたもの)の提供 指定一般相談事業所がアパート等を確保しサービスを提供 ()は()に加え、夜間・深夜を通じて見守りなどの支援を提供	<ul style="list-style-type: none"> ○体験宿泊加算() 300 単位/日 15 日間 ・共同生活援助事業者に委託可 ・宿泊でない一時的滞在、施設入所者体験的な宿泊も可能 ○宿泊体験加算()+700 単位/日 15 日間 ・夜間支援事業者を配置又は一晩複数回の巡回支援実施 ・夜間支援従事者は居宅介護事業者等に委託可、緊急対応を適切に実施

		地域生活支援拠点等として知事に届出ている地域移行支援事業所+50 単位/日
	2 療養介護 (1)障害福祉サービスの体験利用支援加算 療養介護利用者が地域移行支援の体験利用の利用時に療養介護事業所の職員が、 のいずれかの支援を実施	○障害福祉サービス体験利用支援加算 300 単位/日(所定単位に代えて算定) 体験的な利用支援の利用日に昼間に介護等支援の実施 指定一般相談支援事業者との連絡調整その他相談支援の実施
	3 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続 A、就労継続 B (1)障害福祉サービスの体験利用支援加算 指定障害者支援施設等で日中活動系サービス利用者が、地域移行支援の体験利用時に指定障害者支援施設等の職員が、のいずれかの支援を実施	○障害福祉サービス体験利用支援加算() 500 単位/日 1-5 日間 ○障害福祉サービス体験利用支援加算() 250 単位/日 6-15 日間 <u>指定障害者支援施設が拠点等として知事に届出ている事業所 + 50 単位/日</u> 体験的な利用支援の利用日に昼間に介護等の支援の実施 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談支援の実施
	4 施設入所支援 (1)体験宿泊支援加算 指定障害者支援施設等の入所者の指定地域移行支援の体験的な宿泊支援の利用時に、地域移行支援事業者と連絡調整等を実施	体験宿泊支援加算 120 単位/日 ・ 障害者支援施設が運営規程で拠点等であることを定め知事に届出 ・ 指定地域相談支援の体験宿泊支援加算の算定期間に限り所定単位に代えて算定
4 福祉人材の確保・養成	1 指定計画相談支援 2 指定障害児相談支援 行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算 指定特定・障害児相談支援事業所が相談支援専門員で専門研修を修了した者を配置して、障害特性に対応した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合	の各支援体制加算 35 単位/月 ・ 各専門研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 以上配置 ・ 各利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒めない ・ 研修修了者の配置を区に届け出て、その旨を事業所に掲示するとともに公表 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従事者養成研修修了者 医療的ケア児等コーディネーター養成研修又は知事が認める研修修了者 精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技

		法を学ぶ研修事業又は地域包括ケアシステムの構築推進事業における精神障害者の地域移行関係職員への研修その他知事が認める研修修了者
	<p>3 生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助 (1)重度障害者支援加算</p> <p>4 児童発達支援、放課後等デイサービス (1)強度行動障害児支援加算</p> <p>5 福祉型障害児入所支援 (1)強度行動障害児特別支援加算</p>	<p>(各サービスで要件や単位等が異なる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者に研修修了者が支援を行った場合に加算
5 地域の体制づくり	<p>1 計画相談支援</p> <p>2 障害児相談支援 (1)地域体制強化共同支援加算 地域生活支援拠点等の地域の体制づくりの機能として地域の実情に即したサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を実施</p>	<p>地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/回(月 1 回を限度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に地域生活支援拠点等であることを定め区に届出た指定特定・指定障害児相談支援事業所 ・支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、指定特定相談支援事業所等が、福祉サービス等提供者(障害福祉サービス等提供事業者を除く保健・医療・福祉・就労・教育等サービス提供者)3 者以上と共同し、情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養または地域において生活する上で必要となる説明・指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告 ・指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所以外の支援関係者が支援を行うに要した経費は加算を受けた相談支援事業所が負担

別表 1

緊急短期入所受入加算算定状況

[別表 1、2 短期入所の集計について]

月の人数は実数、計の人数は月の人数(実数)の計(重複している場合もある)

回数は、1日を1回で計上(例:日中のみの利用は1回、1泊2日の利用は2回で計上)

平成 30 年度

() 福祉型 計 69 人 147 回

事業所名 所在地・地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
こげら 喜多見	回	4										2		6
	人	1										1		2
なかまっち 上野毛	回	6	4	5	2	2	5	3	6	9	4	2	5	53
	人	5	4	5	2	2	4	3	5	7	4	2	5	48
なの花 茨城	回			1						14	14			29
	人			1						1	1			3
生活支援ホ 喜多見	回		4	6			17	14	4	5		4	2	56
	人		1	2			2	5	2	1		1	1	15
やすらぎステイ 若林	回							3						3
	人							1						1

() 医療型 府中療育 12月 1人6回

令和元年度上半期

() 福祉型 34 人 136 回

事業所名 所在地・地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ひまわりのたね 広島	回						7							7
	人						1							1
こげら 喜多見	回						2							2
	人						1							1
なかまっち 上野毛	回	2	4	2			7							15
	人	2	4	2			5							13
梅ヶ丘 松原	回	4	3		14	22	17							60
	人	1	1		2	4	3							11
生活支援ホ 喜多見	回		6		14	12	4							36
	人		1		2	1	1							5
やすらぎステイ 若林	回		2											2
	人		1											1
どんぐりホーム 上町	回			7		7								14
	人			1		1								2

別表 2-1

短期入所重度者関係加算算定状況

福祉型強化・医療型・医療型特定短期入所、重度障害者等包括支援対象者

事業所名 所在地・地区		平成30年度					令和元年度上半期										
		福祉型強化		重包	医療型等		福祉型強化		重包	医療型等							
		加算	医療的ケア対応 応度障害児者対 支援加算	加算	重度障害者支援	算	特別 重度 支援加	算	特別 重度 支援加	加算	医療的ケア対応 応度障害児者対 支援加算	加算	重度障害者支援	算	特別 重度 支援加	算	特別 重度 支援加
ケアこげら	回			36													
喜多見	人			11													
さつきハウス	回				115												
鹿沼市	人				4												
シャロームみなみかぜ	回	3	3														
新宿区	人	1	1														
ありすの杜	回	1	1														
水戸市	人	1	1														
もみじの家	回	82	78	4	526	263	18	18				257	122				
砧	人	20	19	1	106	57	5	5				55	28				
レクロス広尾	回	43					24										
渋谷区	人	11					5										
医療療育センター	回		6		120	25						51	28				
板橋区	人		2		31	6						11	6				
新光苑	回	63	63														
熊谷市	人	7	7														
東大和療育センター	回				192	118						86	46				
東大和市	人				33	17						13	7				
東部療育センター	回				88							57					
江東区	人				19							12					
まんまる	回											3	2				
上野毛	人											3	2				
ひまわりのたね	回							6									
広島市	人							1									
ソレイユ川崎	回											11					
川崎市	人											3					
梅ヶ丘短期	回						918	911	11								
松原	人						312	312	5								
計	回	192	151	40	1041	406	960	935	11			465	198				
	人	40	30	12	193	80	322	318	5			105	43				

別表 2-2

福祉型強化短期入所における医療的ケア対応加算の対象となる障害者児の状態

障害者（障害支援区分 1 以上）、障害児（障害児支援区分 1 以上）のいずれかに該当し、かつ第 556 号告示の別表第 1 に掲げる状態のいずれかに該当する利用者

第 556 号厚労省告示別表第 1

- (1) レスピレーター管理
- (2) 気管内挿管、気管切開
- (3) 鼻咽頭エアウェイ
- (4) O₂ 吸入又は s p O₂ 90%以下の状態が 10%以上
- (5) 6 回 / 日以上 of 頻回の吸引
- (6) ネブライザー 6 回 / 日以上又は継続利用
- (7) I V H
- (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）
- (9) 腸ろう・腸管栄養
- (10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）
- (12) 定期導尿 3 回 / 日以上
- (13) 人工肛門

別表 3

専門人材の確保・養成に関連した区の研修（令和 2 年度）

基幹相談支援センター	人材育成・研修センター	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者初任者研修 ・ 基本相談研修 ・ テーマ別研修 ・ 相談支援事例検討会 ・ 相談支援アドバイザー制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士受験対策講座 ・ 同行援護従事者養成研修 ・ キャリアパス研修(初級、中級、リーダー) ・ リーダー養成マネジメント研修 ・ 接遇・マナー研修 ・ 対人援助技術研修 ・ 人権研修 ・ 障害者施設職員職層研修(新任、中堅、管理者) ・ 障害児施設職員職層研修(新任、中堅、管理者) ・ 障害福祉の理解(制度概論、精神障害者の理解と支援、65 歳以上障害者への支援、大人の発達障害) ・ 障害者施設職員支援力向上研修(個別支援計画と記録、虐待防止と権利擁護) ・ 高次脳機能障害支援力向上研修(基礎・応用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高次脳機能障害者移動支援従事者養成研修 ・ 知的障害者移動支援従事者養成研修 ・ 重度包括支援従事者養成研修